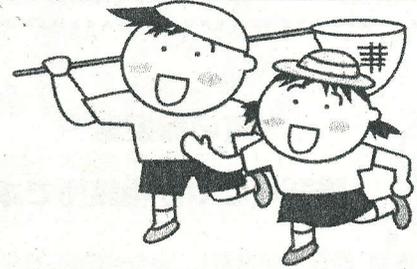


晴嵐公民館だより

大津市北大路一丁目9番5号 晴嵐市民センター ☎537-0743



《晴嵐学区の人口統計》	総人口	男子	女子	世帯数
令和2年6月1日現在	17,889人	8,624人	9,265人	8,150世帯
※()内は前年度同期増減数	(+17)	(+52)	(-35)	(+117)

6月になって様々な自粛要請が緩和されました。学校園が再開され、市民センター周辺では毎朝元気に登下校する子どもの姿が見られ、公民館でも各サークルがコロナ対策に細心の注意を払いながら活動を楽しんでおられます。ようやく戻ってきた日常が継続し、このまま収束へと向かってくれますようお願いばかりです。

接触8割削減を提唱し「8割おじさん」としても知られる西浦博教授は「日本の流行を野球にたとえて1回裏が終わったところ」と発言されています。コロナとのたたかいは、長丁場になるのは間違いないでしょう。気を緩めることなく、「新しい生活様式」を心に留めて実践していきましょう。

新聞や量販店で見つけた「新しい生活様式」の啓発標語を紹介します。

- 愛してる 家族のために 距離をあけ
- でかけない 密にならない 作らない
- のんびりと おうち時間を 楽しもう
- みんなの幸せのために 今は離れよう

終わりにりましたが、**暑中お見舞い申し上げます。**

いよいよ本格的な猛暑の到来となります。暑さ対策や熱中症予防にも努めてまいりましょう。

おはなしポケットはじまるよー！お楽しみに。



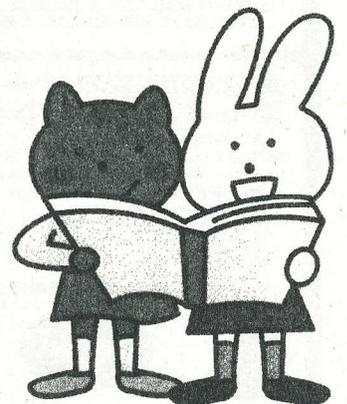
- 日時 7月11日(土) 10:30~11:30
- 場所 晴嵐いこいの家「多目的室」
- 内容 (出演:晴嵐コミュニティ図書の皆さん)
 パネルシアター「すいかのたね」
 ペープサート「月曜日なに食べる？」
 大型絵本「でんしゃにのって」
 紙芝居「バルバルさん」 ※申込み不要

- ☆自宅で検温を済ませます。熱があったり検温していない場合は参加できません。
- ☆マスクを着用してください。
- ☆参加者を把握するために受付名簿に記入ください。
- ☆換気のため窓は開けます。水分補給で熱中症の予防に努めてください。

※再び新型コロナウイルス感染症が拡大するようなことがあれば実施できない場合があります。その場合は、市民センター玄関といこいの家に張り紙をします。

★★★ 夏休みの晴嵐図書室 開館日のお知らせ ★★★

- ◇開館時間 水曜日:午後2時~4時
土曜日:午前10時~12時 午後1時~3時
- ◇開館日 **8月** 1日(土) 5日(水) 8日(土) 12日(水) 19日(水)
22日(土) 休室日: 8/15(土) 8/29(土)
26日(水)



例年夏休みに開催しておりました公民館主催の夏休み工作教室は、学校園の夏季休業日変更や新型コロナウイルス感染リスク等を考慮し、今年度は中止といたします。

～町の保健室～

膳所すこやか相談所です。

膳所すこやか相談所保健師による出張健康相談を
7月より再開します。



保健師・看護師・助産師が常駐し、赤ちゃんからお年寄りを対象に、心身の健康に関する相談、身長・体重の計測や育児相談などを実施しています。また、健康情報を少しでも身近にお届けできるよう、出張健康講座も実施しています。

まずはお気軽にお電話にてご相談・お問い合わせください。

膳所すこやか相談所:077-522-1294

日時:7月14日(毎月第2火曜日)10:00~12:00

場所:晴嵐公民館2階和室 10時~12時

内容:身体計測・育児相談・各種健康相談

※新型コロナウイルス感染予防対策のため事前
予約制となります。

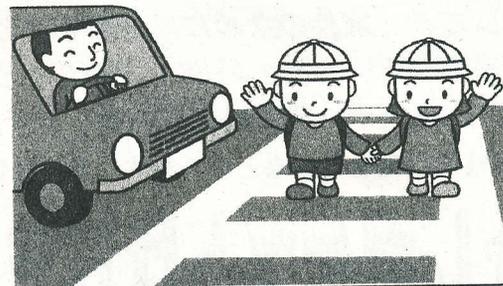


予約・お問い合わせ:膳所すこやか相談所 522-1294

※膳所すこやか相談所では育児相談・健康相談を実施しております。合わせてご利用お待ちしております。混雑を避けるため事前予約をお勧めしております。

(膳所すこやか相談所 膳所二丁目5-5)

利用時間:平日9:00~17:00)



7月1日(水)~7月10日(金)

新型コロナウイルスの影響で、体を動かす機会が減ったり、ご心配・お疲れを感じておられませんか。

大津市のホームページでは、「新型コロナウイルス感染症関連情報」の一番下の段に、百歳体操などの自宅のできる体操の紹介や小さなお子さま・児童向けのおうちのできる健康づくりと過ごし方のヒントなどを載せています。

離乳食の進め方やイヤイヤ期の関わり方などの子育て情報動画も配信しています。是非、ご活用下さい。

<https://www.city.otsu.lg.jp/kenko/2020/2/index.html>



令和2年夏の交通安全県民運動

高齢ドライバーを含む 高齢者と子どもの交通事故防止

2019年中の高齢ドライバーを含む高齢者(65歳以上)と子どもの交通事故の発生状況です。
全死者数に占める高齢者の割合が高く、また、幼い子どもが被害となる交通事故が発生しました。

2019年中の交通事故

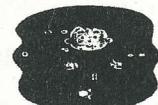
- 全交通事故死者のうち高齢者が49.1%を占める(57人中28人が高齢者)
- 高齢ドライバーが第一当事者となる事故の死者が増加(死者12人 前年比+5人)
- 子ども(中学生以下)の交通事故死者が増加(死者5人 前年比+4人)
- ※昨年5月8日、大津市の県道で多数の負傷者を含む2名の幼い命が奪われる痛ましい死亡事故が発生



自転車の安全利用の推進

「自転車安全利用五則」

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
夜間はライトを点灯
交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用



自転車保険加入義務化

平成28年に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、滋賀県では自転車の損害賠償責任保険等の加入が義務化されました。
条例の趣旨を理解し、必ず自転車保険等に加入しましょう。

全ての座席のシートベルトと チャイルドシートの正しい着用の徹底

2019年中の自動車乗車中の死者16人のうち、シートベルト非着用は6人でした。そのうち、3人はシートベルトを着用していれば助かった可能性があります。
車に乗れば必ずシートベルト・チャイルドシートという着用習慣を身につけましょう。
近距離の移動においても、必ずシートベルトを着用しましょう。
子どもには体格に応じたチャイルドシートを正しく取り付け使用しましょう。

2019年中 自動車乗車中の死者のシートベルト着用状況



飲酒運転・過労運転の根絶

「飲酒運転は犯罪」
飲酒運転による交通事故が後を絶ちません。
2019年中の飲酒運転による人身事故は36件発生し、3人が死亡、47人の方がけがをされました。
飲酒運転を「しない・させない・許さない」環境づくりに努めましょう。

	点数	罰則
酒酔い運転	35	5年以下の懲役、または100万円以下の罰金
酒気帯び運転	0.25以上	3年以下の懲役、または50万円以下の罰金
	0.15以上 0.25未満	

※上記0.25および0.15は、呼気1リットル中のアルコール量(mg)

「過労運転は重大事故に直結」
長時間運転による疲れや眠気があるとき、また、熱中症や夏バテ等で体調がすぐれないときは、運転を差し控えるか、運転を中止して安全な場所で休憩を取りましょう。